

平成20年1月11日
小ホール関係修正版

清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業
要求水準書(案)

平成20年1月

静岡市

目 次

I . 総則	1
1 . 本要求水準書の位置付け	1
2 . 施設の整備目的	1
3 . 基本的な考え方	1
4 . 本件施設のコンセプト	2
5 . 事業者の業務概要	3
II . 本件施設の設計・建設に係る要求水準	5
1 . 総則	5
2 . 本件施設の設計要件	9
3 . 本件施設の基本性能及び内容	11

.以下の修正については、入札公告時に示します。

1. 総則

1. 本要求水準書の位置付け

清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）は、静岡市（以下「市」という。）が清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業（以下「本件事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を募集・選定するにあたり、入札に参加する事業者（以下「入札参加者」という。）を対象に配付する入札説明書と併せて配付するものであり、本件事業において整備する清水駅東地区文化施設（以下「本件施設」という。）の設計・建設業務及び維持管理業務、運營業務に関して市が要求するサービスの水準を示し、入札参加者の提案の具体的な指針となるものである。

なお、市は要求水準書の内容を、提案評価及び選定事業者の事業実施状況評価の基準として用いることとしている。

入札参加者は、要求水準書に示されているサービス水準を満たす限りにおいて、自由に提案を行うことができるものとするが、その際には入札説明書等において示された諸条件を必ず遵守し、その他の内容についても十分留意して提案を作成するものとする。

2. 施設の整備目的

平成 14 年 2 月に静岡市・清水市合併協議会が策定した新市建設計画では、清水文化センターを建て替え、オペラ、バレエ、コンサート、ミュージカル等の多様な舞台芸術に対応できる多目的施設を整備することが位置付けられている。

これを踏まえて、第 1 次静岡市総合計画（平成 17 年 3 月策定）においては、静岡都心、東静岡都心及び清水都心の 3 つの都市核の形成とその連携を求めており、本件事業の対象地域である JR 清水駅を中心に広がる清水都心については、「海・港を活用した活力とうるおいのあるまち」等を区の将来ビジョンとして定め、JR 清水駅東地区に拠点施設を整備することとしている。さらに、これらの計画の推進に向けて、市民や地元関係者等からは、賑わいを創出する拠点施設の整備に関する要望等も寄せられている。

上記の経緯を踏まえ、老朽化した清水文化センターを清水都心の中心地である清水駅の東地区に移転改築し、文化活動の場と高次高質な芸術文化の鑑賞機会を市民に提供することにより多彩な文化の継承と独自文化の創造とともに、文化を核とした清水都心の賑わい創出を図ることとした。

3. 基本的な考え方

(1) 多彩な文化の承継と独自文化の創造

市民の文化活動の拠点にふさわしい充実した施設整備と、市民が芸術文化に触れる

ことができる機会を拡充し感性豊かな鑑賞者の育成を図り、多彩な文化の承継と独自文化の創造の実現を目指すこととする。

(2) 賑わい創出

様々な文化活動に誰もが気軽に集い、憩える施設であるとともに、拠点施設として清水都心における日常的な賑わいの創出及び新しい街づくりを誘導することを目指す。

(3) 既存施設との機能の分担

建設予定地は立体駐車場を挟み清水テルサと近接する位置にある。同施設は507席の中規模多目的ホールを始め、音楽練習室、和室、茶室等、多くの文化系施設が整備されている。このため、本件施設については、清水テルサとの機能連携を図るため大ホールや小ホール等を中心に整備する。

また、本市の文化施設として、コンベンション機能を併せ持つ静岡市民文化会館(昭和53年開館)、室内楽専用ホールである静岡音楽館 A01(平成7年開館)がある。本件施設については、それら既存施設との機能の分担を図るため、舞台芸術を主体とした多目的ホールとしていくこととする。

4. 本件施設のコンセプト

(1) 大ホールの考え方

大ホールは、ミュージカル、オペラ、演劇、舞踊等様々な舞台芸術に加え、クラシックやポピュラー等の音楽はもとより、講演会や式典まで対応できる多目的ホールとする。

特に、舞台芸術については、質の高い上演ができるものとし、従来型の多目的ホール()とは一線を画すようにする。

多目的ホールについて

従来型の多目的ホールは、あらゆる演目への対応を可能とするものであるが、全てが平均点かそれを下回る危険性もあるという指摘がある。このため、1980年代後半から専用ホールが多く建設されたが、専用であるがため施設や運営が特化、先鋭化していくこととなり、稼働率や収支の点でマイナス効果を生じているという面もある。

今日では多目的ホールが再び注目されているが、以前とは異なり、ある特定分野については専用ホールの性能に迫る性能を持つというスタイルが主流となってきている。例えば、舞台物を基本とするものの可動音響反射板で舞台を仕切り、音楽ホールとしても十分な機能を持たせることが可能となるといったものもみられる。

舞台性能

質の高い舞台芸術を上演できるものとするため、音響反射板については、可動式のものを採用することとする。このとき、可動部を少なくする等音の反射に有利な

構造を検討し、音楽ホールとしても一定のグレードを確保できるよう配慮することとする。

客席等

客席については見やすさと同時に舞台との一体感を重視するとともに、客席空間やアプローチにも留意し、これからの時代にふさわしいホール空間を目指す。

一方、客席座面については、ゆとりある鑑賞を可能とするための十分な大きさを確保し、舞台との一体感とゆとりのある鑑賞空間の両立を目指すものとする。

諸室の考え方

大ホールに付属する諸室については、質の高い舞台芸術等の上演をするために必要となる諸室を整備することとする。

また、小ホール、ギャラリー及び練習室等の諸室を整備することとする。

(2) 小ホールの考え方

小ホールについては、**音楽会、演劇、映画上映、講演会、各種発表会に対応した固定席を持つ多目的小ホールとする。**

5. 事業者の業務概要

(1) 本件施設等の設計に関する業務

既存施設の解体設計

地質調査

測量調査

電波障害調査

騒音・振動調査

周辺家屋影響調査

本件施設の基本設計

本件施設の実施設設計

駐車場及び駐輪場、人工地盤の設計

建築基準法等関係法令に基づく各種申請等手続き業務

(2) 本件施設等の建設に関する業務

既存施設の解体工事

建築物本体工事

建築一般設備工事（機械、電気、空調等）

舞台設備工事（舞台機構、舞台照明、舞台音響等）

舞台備品整備（舞台設備に係る備品及び楽器等）

一般備品整備（家具、事務機器等）

外構工事

電波障害対策工事等

本件施設の工事監理

備品移設業務

本件施設の引渡業務

(3) 本件施設等の維持管理に関する業務

本件施設の建築物保守管理業務

本件施設の**建築一般設備**保守管理等業務（消耗品の管理を含む。）

本件施設の舞台設備等保守管理及び更新業務

備品等保守管理業務

本件施設及び外構（駐車場及び駐輪場等を含む。以下同じ。）の保守管理業務

本件施設及び外構の清掃業務

植栽維持管理業務

本件施設及び外構の警備業務

環境衛生管理業務

修繕業務

(4) 本件施設等の運営に関する業務

開業準備業務

ホール機能の運営業務

練習室等諸室の運営業務

ギャラリーの運営業務

駐車場及び駐輪場の運営業務

その他の運営業務

事業者の自主事業

II. 本件施設の設計・建設に係る要求水準

1. 総則

(1) 業務の目的

設計・建設業務は、本要求水準書、設計・建設業務仕様書及び事業契約書に従い、良質で魅力的なサービスを提供し、市民のだれもが安全、快適かつ便利に利用することができる施設を整備することを目的とする。

(2) 業務の区分

設計・建設業務の区分は、次のとおりとする。

調査業務

ア．地質調査業務

イ．測量調査業務

ウ．電波障害調査業務

エ．騒音・振動調査業務

オ．周辺家屋影響調査業務

設計業務

ア．既存施設（平面駐車場及び小イベント広場、以下同じ。）の解体設計業務

イ．本件施設の基本設計

ウ．本件施設の実施設設計

エ．駐車場及び駐輪場、人工地盤の設計

オ．建築基準法等関係法令に基づく各種申請等手続き業務

建設業務

ア．既存施設の解体工事

イ．建築物本体工事

ウ．**建築一般設備工事**（機械、電気、空調等）

エ．舞台設備工事（舞台機構、舞台照明、舞台音響等）

オ．舞台備品整備（舞台設備に係る備品及び楽器等）

カ．一般備品整備（家具、事務機器等）

キ．外構工事

ク．電波障害対策工事等

ケ．工事監理業務

コ．備品移設業務

サ．引渡業務

(3) 業務実施の基本方針

事業者は、次の事項を基本方針として設計・運營業務を実施すること。

関係法令の遵守

公共建築工事標準仕様書等への準拠

耐震性能の確保

耐久性能の確保

静岡市公共建築整備指針の適用

塩害等仕上げへの配慮

建築設備への配慮

ユニバーサルデザインへの配慮

環境への配慮

防災への配慮

近隣への配慮

事業者の有する技術及び経営資源、創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良質なサービスを市民に対して提供できる施設であること。

(4) 業務の実施方法

調査業務

ア．調査業務計画書

調査業務の着手に際しては応募時の提案書類の詳細説明及び協議を実施するとともに、調査業務の実施体制、スケジュール等を含んだ調査業務計画書を作成し、市の承認を得ること。

イ．調査結果の報告

事業者は、調査業務結果を速やかに市に提出すること。

設計業務

ア．設計業務計画書

設計の着手に際しては応募時の提案書類の詳細説明及び協議を実施するとともに、設計業務の実施体制、スケジュール等を含んだ設計業務計画書を作成し、市の承認を得ること。

イ．定例打合せ

事業者は設計業務計画書に基づき基本設計、実施設計を行うが、設計の進捗については市と定期的な打合せを行うこと。

ウ．打合せ方法

打合せ、報告、確認にあたっては、設計内容を表すための図面、スケッチのほか、模型、パース等を用意すること。また、ホールの音響効果のシミュレーション等についての打合せも行うこと。

エ．設計図書の提出

事業者は基本設計が完了した段階及び実施設計が完了した段階で、速やかにそ

の設計図書を市に提出し、市の承諾を受けること。

オ．市民説明会等への協力

事業者は、市が市民等に向けて行う周知活動について協力をすること。

カ．各種申請手続き等

事業者は建築基準法等の法令に基づく各種申請等の手続きを事業スケジュールに支障がないように実施する。また、これらの手続きにあたっては事前、事後に市への説明を行い、必要に応じて各種申請手続きの書類の写しを提出するものとする。

建設業務及びその関連業務

ア．施工計画書

事業者は、建設業務の着手までに、建設業務の実施体制、工事工程等の内容を含んだ施工計画書を作成し、市の承諾を得ること。事業者は、事業契約書、本要求水準書、事業者提案書類、実施設計図書及び施工計画書に基づいて、本件施設の建設工事を実施すること。

イ．近隣住民に対する説明

事業者は、着工に先立ち近隣住民に対する工事内容の説明及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。

ウ．検査及び試験

事業者は、本件施設の工事において行う主要な検査及び試験について、事前にその内容及び実施時期を市に通知すること。市は当該検査又は試験に立会うことができるものとする。

エ．関連法令等の遵守

事業者は、各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書、仕様書及び施工計画に従って施設の建設工事を実施すること。

オ．工期中の安全の確保

事業者は、工事中の騒音・振動・安全等の対策、使用中の隣接施設との調整、周辺で工事が行われている場合の調整、工事に係る近隣住民との調整等を行うこと。

カ．立会い

市は、事業者が行う工程会議に立ち会い、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。

キ．施工記録

事業者は、工事完成時には施工記録を準備して、市の確認を受けること。

ク．資料作成

事業者は、国の会計検査等の、資料作成等に協力すること。

ケ．中間検査業務

- (ア) 事業者は、自らにおいて本件施設の中間検査を行うこと。
- (イ) 事業者は、中間検査の実施内容及び日程を事前に市に報告し、調整を経て確認を受けること。

コ．工事監理業務

- (ア) 事業者は、建築基準法に規定される工事監理者を定め、本件施設の工事に関して要求水準書及び実施設計図書に示された性能を実現するための工事監理を行うこと。
- (イ) 本件施設の工事監理委託業務については「民間（旧四会）連合協定監理業務委託契約約款」によることとし、その業務内容は「民間（旧四会）連合協定・建築監理業務委託書」に示された業務とする。
- (ウ) 事業者は、工事監理者をして、工事監理を行わせ、工事監理の状況について定期的（毎月1回以上）に市に報告すること。また、市が必要に応じて現場の確認及び協議を求めた場合、随時応じること。

サ．備品等設置業務

- (ア) 事業者は、本件施設の引渡しの日までに、事業契約書、本要求水準書、事業者提案書類及び実施設計図書に基づいて本件施設の備品等の調達及び設置を行うこと。
- (イ) 事業者が設置する備品については、別紙-「要求備品一覧」に示すとおりとする。

シ．完成検査業務

- (ア) 事業者は、工事の完了後、建築基準法に基づく本件施設の完了検査を行うこと。完了検査の日程は事前に市に通知すること。
- (イ) 事業者は、市に対して、完了検査の結果を検査済証及びその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告する。
- (ウ) 市は、事業者による完了検査報告を受けた後、市自らによる完成検査を行う。事業者は、市による完成検査に立会い、協力をすること。
- (エ) 市による完成検査について、事業者はその検査項目及び検査内容の提案を行うものとし、市がこれらの内容を決定するものとする。
- (オ) 事業者は、市の行う完成検査の結果、是正を求められた場合に、速やかに是正を行うこと。
- (カ) 事業者は、市による完成検査後、市から完成確認の通知を受けるものとする。

ス．引渡し業務

- (ア) 事業者は、市から本件施設の完成確認の通知を受けた場合、引渡予定日に本件施設並びに完成図書及び施工図面を市に引渡し、本件施設の所有権を市に移

転すること。

(1) 完成図書及び施工図面の提出要領は、市と協議し決定するものとする。

2. 本件施設の設計要件

(1) 本件施設に係る基本要件

事業予定地

静岡市清水区島崎町 214～217 番

現況

平面駐車場及び小イベント広場

面積

7,726 m²

用途地域等

商業地域、準防火地域、清水駅東地区計画区域内

建ぺい率及び容積率

建ぺい率：80%

容積率：500%

接道幅員

敷地の四周に道路があり、北側は 20m、南側は 8m、東側は 21.5m、西側は 16～17mの幅員となっている。

地区計画

対象敷地は清水駅東地区計画区域内にあり、以下の地区計画がある。

ア．建築物の容積率の最低限度：200%

イ．建築物の敷地面積の最低限度：3,000 m²

ウ．建築物の壁面の位置の制限

外壁等の面から土地区画整理事業区域界までの距離は 5.0m 以上離さなければならぬ。

エ．建築物等の高さの最低限度：12m

資材置場及び仮設事務所

資材置場及び仮設事務所は事業者の責任において確保すること。また、これらの用途に隣接するイベント広場を使用することはできない。

(2) 周辺インフラ状況

インフラの整備に関しては事業者の判断・責任において整備し、下記事項を参考に各インフラの管理者に確認すること。

電気

電気に関しては敷地西側歩道下及び敷地北側に隣接するイベント広場の南側歩

道下に中部電力の地中埋設管がある。

水道

上水道に関しては敷地北側より 20mm の引き込みある。また、下水道に関しては本管が敷地東側を敷地南側に位置する清水テルサまで通じており、供用開始区域であるとともに特別許可申請により接続枡まで用意することが可能である。

ガス

ガス管は現状、敷地南側に位置する清水テルサまでとなっているが、延長は可能である。

適用法令

本件事業の実施にあたっては、設計・建設及び維持管理・運營業務の提案内容に応じた関連する関係法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本件事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にするものとする。

なお、以下に本件施設の整備に関して特に留意すべき関係法令を示す。

- ア．建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- イ．建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
- ウ．都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- エ．消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- オ．土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）
- カ．屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）
- キ．興行場法（昭和 23 年法律第 137 号）
- ク．駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- ケ．電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- コ．エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- サ．高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）
- シ．建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）
- ス．大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）
- セ．騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- ソ．振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- タ．地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- チ．廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ツ．静岡県建築基準条例（昭和 48 年静岡県条例第 17 号）
- テ．静岡県福祉のまちづくり条例（平成 7 年静岡県条例第 47 号）
- ト．静岡市都市景観条例（平成 15 年静岡市条例第 228 号）
- ナ．静岡市屋外広告物条例（平成 15 年静岡市条例第 229 号）
- ニ．静岡市自転車等の駐車秩序に関する条例（平成 15 年静岡市条例第 235 号）

ヌ．静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（平成 15 年静岡市条例第 236 号）

ネ．静岡市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成 15 年静岡市条例第 248 号）

ノ．静岡県建築構造設計指針・同解説（2002 年版）

ハ．静岡市公共建築整備指針 2006

ヒ．清水港・みなと色彩計画（平成 15 年策定）

上位計画について

上位計画として第 1 次静岡市総合計画（平成 17 年策定）、静岡市文化振興ビジョン（平成 18 年策定）がある。内容を参照し、適宜計画に反映すること。

防災安全計画（地震、津波、コンビナート等）

対象敷地は地震、津波等の災害の他、石油コンビナート等特別防災区域に隣接していることから、石油コンビナートでの災害発生への対策を検討のこと。

3．本件施設の基本性能及び内容

(1) 施設の基本性能

標準仕様

本件施設の設計及び施工においては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の最新版の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修の「建築工事標準詳細図」、また、国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室編集の電気通信設備工事共通仕様書等に準拠する。

耐震性能

「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」に基づき設計するものとし、その耐震安全性の分類は、構造体は 1 類、建築非構造部材は A 類、建築設備は甲類とする。また、建築物の構造計算に当たっては、関係法令に基づくほか「静岡県建築構造設計指針」による地震力の割増し等が必要となるので留意すること。

耐久性能

鉄筋コンクリート部分の耐久性能は、建築工事標準仕様書 / 同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事（日本建築学会）に定める計画供用期間において、標準（大規模補修不要期間 65 年）を採用する。

施設整備への配慮

ア．「静岡市公共建築整備指針」の趣旨に沿った計画とすること。

イ．各機能の特徴を活かせる施設として整備すること。

ウ．近隣施設との連携や都市における回遊性等にも十分に配慮し、建物の規模や配

置を計画すること。

仕上げへの配慮（塩害等）

- ア．「静岡市公共建築整備指針」の趣旨に沿った計画とすること。
- イ．建物内外の仕上げについては、周辺の建築物や周辺環境との調和を積極的に図るとともに、施設運用開始後の維持管理についても十分に配慮し、保全・清掃が容易な施設となるよう工夫すること。
- ウ．外装については、使用材料や断熱方法等、工法を十分検討し、建物の長寿命化を図ること。特にウォーターフロントに位置する施設として塩害や強風等への対策に十分な配慮を施すこと。
- エ．仕上げ材の選択においては、各機能の用途及び利用頻度、並びに各部位の特性を把握した上で、最適の組合せを選択すること。
- オ．使用する材料は、シックハウス対策を基本に健康に十分配慮すること。また、ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物等の削減に努めるとともに、学校環境衛生基準（平成16年2月10日策定）の教室の空気の項に沿った検査判定を行うこと。

建築設備への配慮

- ア．「静岡市公共建築整備指針」の趣旨に沿った計画とすること。
- イ．設備スペースの大きさは、主要機器の占有スペース、機器の搬入・搬出スペース、保守管理のスペース、附属機器類の設置に必要なスペース、将来の増築や設備容量の増強のための予備スペース等に留意し計画を行うこと。

ユニバーサルデザインへの配慮

- ア．「静岡市公共建築整備指針」の趣旨に沿った計画とすること。
- イ．ユニバーサルデザインを踏まえ、視認性及び誘導性の高いサイン表示を行い、誰もがわかりやすく利用しやすい施設とすること。
- ウ．点字ブロックを設ける場合、ピアノ等の運搬に支障のないよう計画すること。特に、エレベーターやトイレ、洗面所は、お年寄りや体の不自由な人だけでなく、子どもや乳幼児を連れた人にも使いやすいよう配慮すること。

環境への配慮

- ア．「静岡市公共建築整備指針」の趣旨に沿った計画とすること。
- イ．静岡市環境マネジメントシステム文書中「公共工事環境配慮指針」及び「静岡市グリーン購入指針」の趣旨に沿った計画とすること。（指針については資料編参照のこと。）

防災への配慮（地震・津波）

- ア．「静岡市公共建築整備指針」の趣旨に沿った計画とすること。
- イ．ウォーターフロントに位置する施設であることから、地震、津波等自然災害へ

の配慮、火災等の非常時における防災対策や避難の安全性に配慮した施設とすること。人工地盤について、津波避難施設として24時間の対応が可能であること。

近隣への配慮

- ア．「静岡市公共建築整備指針」の趣旨に沿った計画とすること。
- イ．建設工事に当たっては、粉じんの飛散、工事関係車両の交通問題等、周辺環境への影響に十分留意すること。また、建設機械等については、静岡市環境マネジメントシステム文書中「公共工事環境配慮指針」に示す基準に従い選定すること。
- ウ．工事期間中は清水テルサ等周辺施設への支障ない通行を確保すること。

(2) 施設の概要

市民利用はもとより、高次高質な芸術文化の興行上演が可能な大ホールを中心に、小ホール、ギャラリー等からなる施設構成を基本とする。

本件施設の構成は次のとおりとする。

項 目	内 容
大ホール舞台	プロセニウム舞台を基本に 1,100 m ² 程度とする。音楽（クラシック、ポピュラー等）、舞台芸術（ミュージカル、演劇、バレエ、オペラ等）の興行上演が可能であること。
大ホール舞台裏廻り	楽屋（個室楽屋、中楽屋、大楽屋）、倉庫、ピアノ庫、楽器庫、荷捌き、搬入口等を適切に配置すること。
大ホール客席	1,500 席程度（オケピット使用時は席数減可也）
小ホール	プロセニウム舞台及び 300 席程度の固定の客席を備えた小ホールとする。室内楽などの音楽会、演劇等の上演、映画上映、講演会の開催等が可能であること。
小ホール舞台裏廻り	楽屋、ピアノ庫、備品庫、荷捌き、搬入口等を適切に配置すること。
ホール表廻り	ホワイエ、ロビー、トイレ、主催者控室等
練習室・リハーサル室	300 m ² 程度。音楽や演劇、ダンス等に供するとともに、会議室、臨時楽屋としても使用可能な構成とすること。
ギャラリー	500 m ² 程度。市民の創作活動の発表の場としての展示室。
ギャラリー収蔵庫	収蔵庫 120 m ² 程度。搬入経路等を確保すること。
その他諸室等	管理諸室、備品庫、機械室等
駐車場	「静岡市における建築物に附置する駐車場に関する条例」に規定する駐車場附置義務台数以上とすること。
駐輪場	駐輪場附置義務台数以上とすること。
人工地盤	前面空地を確保するとともに、清水駅東西自由通路からの直接アクセスを可能とすること。

(3) 施設配置及び動線

施設利用者が特別な案内を受けずに容易に目的地まで到達でき、また利用が集中した場合にも安全かつ円滑に移動できる動線計画とすること。

敷地全体のバランスや維持管理の方法及びセキュリティー対策に十分に配慮すること。

既存の清水駅東西自由通路（ペDESTリアンデッキ）に接続し、同一階にメインエントランスを設けること。

搬入車両等の効率的な動線を確保すること。

身体障害者用の動線は、一般動線に隣接してエレベーター等を設置し、一般動線の経路と同じ動線となるよう配慮すること。

(4) 各機能の諸室

大ホール

ア．舞台

文化系の多目的ホールとして十分な性能を発揮する舞台とするため、主舞台空間の他に主舞台と同等の広さを持つ側舞台を少なくとも1面は設ける。

舞台（プロセニウム）は間口14.4m（8間）、高さ9.09m（30尺）を標準形として開口調節の可変できる機構（ポータル等）を設ける。なお、建築的な開口は18m（10間）、高さは12.12m（40尺）を基準とする。

多目的ホールとしての舞台性能としては舞台吊り物を充実させて、舞台照明との相乗効果で舞台転換を行う。舞台床機構については、切り穴程度の活用は想定しているが、大掛かりな床機構は想定していない。

イ．音響反射板

クラシック音楽利用時は可動音響反射板を設置し、オーケストラをはじめとする生音を中心とする演目に最適な環境となるようにする。走行式反射板を採用する場合はオペラ等の上演を考慮し、舞台奥行き有効寸法が確保できるように収納位置に配慮すること。

ウ．オーケストラピット

舞台前面には昇降式の迫りで構成されたオーケストラピットを設ける。この部分は客席も兼用とし、客席として使用する場合は合計1,500席程度とする。オーケストラピットの大きさは3管編成のオーケストラが収まるものとする。

エ．舞台裏廻り

本ホールに必要な舞台裏廻り諸室を舞台との連絡を第一に考え配置すること。少なくとも以下の室は設けること。

(7) 舞台スタッフ室

舞台に近い位置に設ける。

(1) ピアノ庫

舞台と同一階、舞台近くにコンサートグランドピアノ3台以上を収納し、湿度管理及びガス消火設備を設置した室を設ける。

(7) 楽器庫

舞台と同一階、舞台近くにティンパニーや大太鼓等の大型楽器を収納し、湿度管理のできる室を設ける。

(I) 舞台備品庫

舞台に近い位置に設け、本ホールに必要な舞台関連備品が収納可能な空間を設ける。

(イ) 舞台機構盤室

舞台床面またはすのこ近くの適切な位置に設ける。

(ロ) 調光器室

すのこまたはフライギャラリーからアクセス可能な位置に設ける。

(ハ) 音響機器室

舞台床面またはすのこ近くの適切な位置に設ける。

(ニ) 楽屋事務所

楽屋口を管理できる位置に設ける。

(ホ) 楽屋ロビー

出演者への来客対応やスタッフ打合せ等に活用できるロビー空間を設ける。
ドリンクサービス等の対応を考慮すること。

(ヘ) 楽屋

指揮者やソリスト、主演クラスのためのシャワー室、トイレ付きの個室楽屋（6室程度）をはじめ、中楽屋（4室程度）、大楽屋（2室程度）を設ける。できる限り舞台と同一階に設ける。特に個室楽屋は舞台と同一階とし、中、大楽屋は階が異なる場合でも1層までとする。

(セ) 楽屋トイレ、シャワー室

楽屋トイレは舞台と同一階に、シャワー室は中楽屋、大楽屋近くに設ける。

(シ) 制作スタッフ室

出演団体の制作スタッフ、マネージャー等のための控室を2室程度設ける。

(ス) 荷捌き室

搬入口に隣接し、大道具、楽器等の舞台への搬入経路上に設ける。一時的な保管場所を兼ねる。

(テ) 搬入口

大ホール、小ホールそれぞれに搬入口を設けることを基本とするが、同時使用に支障がなければ共通化も可とする。また、ガルウィングタイプの11tトラックが支障なく横付けできるプラットフォームを持つものとする。

オ．客席

1,500席程度の客席を設けるが、オーケストラピット使用時は減数も可とする。また、舞台との一体感とゆとりある鑑賞空間との両立を図ることとする。さらに、小規模催事も可能とするため、1階席だけを利用することも想定し、客席数の配分、動線計画や音響面への配慮を行うこと。

カ．建築音響

多目的ホールではあるが、音響的には可動音響反射板を設置した生音の音楽利用の場合は500Hzで、1.6～1.8秒程度の響きを持つ空間を目指すこと。また、オペラ等の舞台利用時（講演会、式典等含む）においては1.3～1.5秒程度を目指すこと。

また、1階席だけを利用することも想定し、音響面では満席時と空席時の残響時間の差を少なくするために客席椅子の吸音力への配慮等を検討すること。ただし、壁面や天井可変（昇降）等による残響可変機構等は想定していない。

静けさについては、客席内においてNC-20を下回ることを目標にすること。

キ．客席内技術諸室

(ア) 調光室

客席後部調整室の1つとして、舞台全体の視野が確保される位置に設ける。持ち込み映写機への対応に配慮すること。

(イ) 音響調整室

客席後部調整室の1つとして、舞台全体の視野が確保される位置に設ける。客席内持ち込み卓ブースとの連携を持つこと。

(ウ) フォロースポット室

客席後部最上階に設ける。投射距離、角度に留意すること。

(エ) シーリングライト室

天井内に2本のシーリングライト室を設ける。

(オ) フロントサイド投光室

客席側壁に設けるが、投光角度とともに意匠にも十分配慮すること。

(カ) プロセニウムライト

プロセニウム近くの天井内に昇降式で設ける。オーケストラピット部分を前舞台として利用する場合の照明として計画する。

(キ) 監督室

客席後部に設ける。カメラマン席としての活用等、多目的利用を考慮すること。

(ク) 客席内持込卓ブース

客席主階後方に持ち込み卓設置可能なブース位置を設定する。通常は客席として使えるように取り外し可能な客席とする。舞台からのケーブルの取り回し等に配慮すること。

ク．表廻り諸室

(ア) エントランスロビー

エントランスロビーは清水駅東西自由通路（ペDESTリアンデッキ）と接続

する人工地盤の階をメインとし、1階には車寄せを設け、身障者等の入場等への配慮を行う。エントランスロビー内には受付、予約チケット受渡し等のスペースを考慮する。

(イ) クローク

エントランスロビー内、またはこれに接してクロークを設ける。

(ロ) ホワイエ

客席のある階にそれぞれ設け、客席数に見合った広さを確保すること。客席上階へはエレベーター、エスカレーターを設ける。事業者提案によるドリンクコーナーや仮設ショップの機能を備える場合はホワイエ内に設ける。また、港や富士山の眺望にも配慮すること。

(ハ) 客用トイレ

客席のある階にそれぞれ設け、客席数に見合った規模を確保すると同時に、男女比は1:3を目安とすること。また、順番待ちの列がトイレの外に続くことを前提に、気兼ねなく利用できるようにプラン上の工夫を行うこと。

(ニ) 主催者控室

ホワイエ、エントランスロビーに近い位置に公演主催者のための控室を設ける。

(ホ) 救護室

主催者控室近くに観客等のための一時的な救護室を設けること。

(ヘ) 表廻りスタッフ控室

レセプションを始め、観客対応をするスタッフの控室を設ける。

(コ) 備品庫

客席廻りで使用する備品（チケット販売機、ロープスタンド、可動サイン、傘立て等）のための倉庫を設ける。

小ホール

小ホールは、プロセニウム舞台を持ち、室内楽などの音楽会、演劇、映画上映、講演会、各種発表会に対応する多目的ホールとする。

ア．舞台

舞台はプロセニウム舞台とし、吊り物のためのフライズ空間を設ける。プロセニウムの建築的な開口は12.6m（7間）、高さは6.06m（20尺）程度を基準とする。舞台袖に関しては少なくとも片側は十分なスペースを確保すること。

多目的ホールとしての舞台性能としては舞台吊り物を充実させて、舞台照明との相乗効果で舞台転換を行う。舞台床機構については、大掛かりな床機構は想定していない。また、オーケストラピットも想定していない。

イ．音響反射板

室内楽等クラシック音楽利用時は可動音響反射板を設置し、生音を中心とする演目に最適な環境となるようにする。音響反射板は小規模舞台を生かして、分割枚数を減らすなどの工夫をおこない、併せてフライズ内の機能と舞台有効寸法が確保できるように収納位置に配慮すること。

ウ．舞台裏廻り

本ホールに必要な舞台裏廻り諸室を舞台との連絡を第一に考え配置すること。少なくとも以下の室は設けること。

(ア) 舞台スタッフ室

舞台に近い位置に設ける。位置によっては大ホールとの兼用も可とする。

(イ) ピアノ庫

舞台と同一階、舞台近くにコンサートグランドピアノ1台以上を収納し、温湿度管理及びガス消火設備を設置した室を設ける。また、適切な位置及び動線が確保できるならば大ホールとの兼用も可とする。

(ロ) 舞台備品庫

舞台に近い位置に設け、本ホールに必要な舞台関連備品が収納可能な空間を設ける。また、適切な位置及び動線が確保できるならば大ホールとの兼用も可とする。

(ハ) 舞台機構盤室

舞台床面またはすのこ近くの適切な位置に設ける。

(ニ) 調光器室

すのこまたはフライギャラリーからアクセス可能な位置に設ける。

(ホ) 音響機器室

舞台床面またはすのこ近くの適切な位置に設ける。

(ヘ) 楽屋事務所

楽屋管理のために適切な位置に設けるが、大ホールとの兼用も可とする。

(ヘ) 楽屋

楽屋は1室10人程度を想定し、2室以上をできる限り舞台と同一階に設ける。楽屋トイレは舞台と同一階に、シャワー室は楽屋近くに設ける。

(ケ) 荷捌き室

搬入口に隣接し、大道具、楽器等の舞台への搬入経路上に設ける。一時的な保管場所を兼ねる。また、適切な位置及び動線が確保できるならば大ホールとの兼用も可とする。

(コ) 搬入口

小ホール専用搬入口を設けることを基本とするが、大ホールとの同時使用に支障なく、適切な位置及び動線が確保できるならば大ホールとの共通化も可と

する。

エ．客席

固定席の客席とし、300 席程度を目標に計画する。天井高さは目指す建築音響性能に必要な容積が十分確保できる高さとする。

オ．建築音響

多目的ホールではあるが、音響的には可動音響反射板を設置した生音の音楽利用の場合は 500Hz で、1.3 秒程度の響きを持つ空間を目指すこと。また、演劇等の舞台利用時においては 1.0 秒程度を目指すこと。

静けさについては、客席内において NC-20 を下回ること为目标にすること。

カ．客席内技術諸室

(7) 調整室

客席後部調整室として、調光室、音響調整室、映写室を兼ねた部屋として、舞台全体の視野が確保される位置に設ける。音響については客席内持ち込み卓ブースとの連携を持つこと。また、映像プロジェクター及び 35mm 映写機を設置することを想定した計画とすること。

(1) フォロースポット室

客席後方天井内に設ける。投射距離、角度に留意すること。位置によっては調整室内にフォロースポットのスペースを確保してもよい。

(7) シーリングライト室

天井内に 1 本のシーリングライト室を設ける。また、同等の機能を持つ空間であれば必ずしも室にしなくてもよい。

(1) フロントサイド投光室

客席側壁に設けるが、投光角度とともに意匠にも十分配慮すること。また、同等の機能、仕込み時の作業性への配慮があれば必ずしも室にしなくてもよい。

(7) 客席内持ち込み卓ブース

客席後方に持ち込み卓設置可能なブース位置を設定する。通常は客席として使えるように取り外し可能な客席とする。舞台からのケーブルの取り回し等に配慮すること。

キ．表廻り諸室

(7) ホワイエ

客席のある階に設け、客席数に見合った広さを確保すること。

(1) 客用トイレ

客席数に見合った規模を確保すると同時に、男女比は 1:3 を目安とすること。また、順番待ちの列がトイレの外に続くことを前提に、気兼ねなく利用できるようにプラン上の工夫を行うこと。

(ウ) 主催者及び表廻りスタッフ控室

ホワイエに近い位置に公演主催者のための控室を設ける。レセプションを始め、観客対応をするスタッフの控室としても使用する。

(I) 備品庫

客席廻りで使用する備品（チケット販売機、ロープスタンド、可動サイン、傘立て等）のための倉庫を設ける。

リハーサル室

音楽から演劇まで幅広くリハーサルや練習を行うリハーサル室を設ける。また、単独での利用にも対応するとともに、大規模催事にあたっては臨時楽屋としても使えるように大ホールとの動線上の配慮を行う。また、他室に影響がないよう十分な遮音性能を確保する。

練習室

少人数で練習ができる空間とし、他室に影響がないよう十分な遮音性能を持つ練習室を複数設ける。

ギャラリー

市民の創作活動の発表の場として、美術系の展示を中心とし、展示壁面、可動展示壁面、ピクチャーレール、照明等を効果的に配置した 500 m²程度のギャラリーを設ける。また、分割しての利用が可能であるとともに、大型の美術品展示にも対応する床・天井荷重に配慮し、天井高は有効 4m 以上を確保する。

作品の搬入・搬出が支障なく行える**ギャラリー専用**の出入口を設ける。また、ギャラリー附近に市所蔵作品の常設展示用ウォールケースを設ける。

ギャラリー裏廻り

120 m²程度のギャラリー収蔵庫・備品庫及び荷捌きスペースを設ける。用途は主として市所蔵作品の収蔵であるが、外部からの借用作品の一時保管も想定する。様々な美術品等に対応した保存環境が保てるように、温湿度、防火、照明、防犯、地震、水害、防虫、化学物質等に対して建築、設備面で配慮すること。

託児室

本件施設共通で利用できる託児室を設けること。

その他諸室

ホール裏廻り空間に完全分離型の喫煙休憩室を設ける。また、事務室、警備員室等、その他管理運営上必要な諸室を設けること。

駐車場

敷地内に附置義務台数以上を確保する。また、これには障害者用駐車場を含む。なお、搬入用トラックのスペースとしては搬入口周辺に 11t トラックの駐車スペースを設ける。なお、駐車場の運営については、原則として、施設利用者による使用

を想定しており、計画の上で配慮すること。

駐輪場

敷地内に附置義務台数以上を確保する。なお、駐輪場の運営については、原則として、施設利用者による使用を想定しており、計画の上で配慮すること。

人工地盤

既存の清水駅東西自由通路から直接アプローチできるよう、人工地盤を整備し、連結する。人工地盤については、津波等の災害時の退避場所、来館者の溜まり空間の機能を持つものとし、道路を挟み隣接するイベント広場との流れを考慮する。

(5) 設備計画

設備計画の考え方

ア．準拠すべき基準等

空調、照度等の室内環境は、本書に特別の記載がない限り国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の最新版の公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編、機械設備工事編）及び国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の最新版の「建築設備計画基準」及び「建築設備設計基準」、また、「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編、機械設備工事編）」等に準拠する。

イ．更新性、メンテナンス性

(7) 長期のメンテナンスと補修工事の容易性、地盤沈下への対策を考慮した計画とする。

(1) 館内の配線・配管については、将来のメンテナンス、取替えを考慮して計画すること。

ウ．省エネルギー、ランニングコストの軽減

省エネルギー、ランニングコストの低減に配慮した計画とする。

エ．一括管理

本件施設の設備全般の監視を本件施設中央監視室にて行う計画とする。

オ．機器の騒音振動対策

(7) 全体として各室の運用時の静かさを十分に実現すること。ホール等には別途NC値の設定があるので従うこと。

(1) 舞台各設備との整合に配慮し、特に、各種設備のインバーター制御による高周波ノイズが音響設備に影響しないよう計画すること。また、設備機器が発する騒音・振動の制御及び機器・配線からの電氣的な発振の影響が音響設備に出現しないための配置位置や配線ルート等に配慮した計画とする。

カ．舞台照明計画及び電気音響計画

事業者の提案を基本に作成した舞台照明計画及び電気音響計画に沿った施設とすること。また、これらの計画の作成に当たっては、事前に市の承認を得ること。

電気設備

ランニングコストの低減に配慮し、更新性、メンテナンス性を考慮した計画とする。また、環境負荷の低減、省エネルギーに配慮した計画とする。

主要機器は屋内配置とし、施設の各種機器の集中管理パネルを設置し、一括管理ができるようにする。

大、小ホールは誘導灯消灯装置及び足下灯消灯装置を設けること。

ア．照明・電灯コンセント設備

(7) 照明器具、コンセント等の配管配線工事及び幹線工事を行う。非常照明、誘導灯等は、関連法令に基づき設置する。

(1) 高効率型器具、省エネルギー型器具等の採用を積極的に行う。

(ウ) 吹抜等高所にある器具に関しては、自動昇降装置等にて容易に保守管理ができるようにする。

(I) 外灯は、自動点滅及び時間点滅が可能な方式とする。

(ホ) 各室において、照明の一括管理ができるようにする。

イ．誘導支援設備（インターホン等）

(7) エレベーター、多機能トイレ等に押しボタンを設け、異常があった場合、表示窓の点灯と音等により知らせる設備を設置する。

(1) 管理諸室間に業務連絡用としてインターホン設備を設ける。

ウ．電話・施設内放送・テレビ受信・情報通信設備

(7) 構内電話設備

建物内各室に配管配線工事を行う。建物内の連絡用として、内線電話機能及び外部通信用としての電話設備を設置する。また、必要箇所に公衆電話を設置する。

(1) 携帯電話設備

携帯電話については全キャリア、全機種が施設内で十分受信可能な状況となるよう、アンテナの設置等を適宜行うこと。ただし、大、小ホール内では公演中に携帯電話が使用できないように携帯電話等機能抑止装置を設置し、携帯電話着信音等が鑑賞の妨げとならないように配慮する。

(ウ) テレビ共同受信設備

UHF、VHF、BS放送に対応したアンテナを設置し、各室直列ユニットまでの配管配線工事を行う。デジタル放送への対応も考慮すること。

(I) テレビ電波障害防除設備

事業者は、計画内容による事前テレビ電波障害調査を実施する。施設建設に伴い、近隣にテレビ電波障害が発生した場合は、本件事業によりテレビ電波障害防除施設を設ける。

(イ) 構内情報通信網設備

LANの導入が可能なように、配管配線工事を行う。

エ．受変電設備

電気室に設置し、受電、変電を行う。

オ．自家発電設備

災害時等に対応するため停電時非常用電源を装備する。発電設備の能力は、各関連法令に定めのある機器類の予備電源装置として設けるとともに、施設内の重要負荷への停電時送電用として設置し、最低限必要な施設を稼働できるものとする。

発電装置は、停電時にも観客が安全に避難できる60分程度の連続運転を可能とし、台数は提案されたい。また、電源車及び中継車の接続ができる計画とすること。

カ．情報表示システム

(ア) 時計

親時計を管理室に設け、施設内要所に子時計を設置し、配管配線工事を行う。

(イ) 拡声設備

関連法令及び施設内案内用に放送設備を設置し、配管配線工事を行う。また、BGMの実施等についても考慮する。

キ．動力設備

給湯設備、空調機、ポンプ類等への配管配線工事及び幹線工事を行う。動力制御盤は、原則として各機械室内に設置する。

ク．舞台モニター・安全警備監視モニター設備

舞台客席モニターのほか、監視カメラ設備をロビー、ホワイエ、階段、エスカレーター、施設の外回り等に設置すること。

空調換気設備

ランニングコストの低減に配慮し、省エネルギー、省資源、地球環境及び周辺環境に考慮した計画とする。また、更新性、メンテナンスを考慮した計画とする。

ア．空調設備

各室の用途に応じ、室内環境を考慮した空調システムを採用する。方式については、事業者の提案による。

使用しない部屋には空調が入らない仕組みとし、温度管理は、個室ごとにできるようにする。ホール関連では以下の各点に留意すること

(ア) 舞台やりハーサル室等での仕込み・撤去と本番上演、負荷の大きな変動、時間外使用等の特殊な使い方に対応できる計画とすること。

(イ) 反射板の有無等の異なった空間条件において、観客や出演者への望ましい空

調環境が得られる計画とする。

- (ウ) 大ホールのフライ空間におけるコールドドラフトに対応する計画とする。
- (エ) 各ホールにおいて吊られた幕が引かれたり動いたりしない計画とする。
- (オ) 各ホール客席で空気の流れを感じない計画とする。
- (カ) 空調設備のインバーター制御による高周波ノイズによって音響設備等に影響が出ないように空調設備として十分に対処する計画とする。
- (キ) 各ホール客席、舞台、楽屋、リハーサル室、練習室においては、特に運用時の静かさを確保すること。
- (ク) 各ホール楽屋、スタッフ室及び各調整室は個別温度調整ができる空調システムとする。

イ．換気設備

空調設備によらない場合の管理諸室等には換気設備を設置する。方式は事業者の提案による。排煙は自然排煙を原則とするが、必要に応じ、機械排煙を行う。

ウ．自動制御設備

中央監視方式とし、監視室でコントロールする。

エ．熱源設備

夏季の冷房熱源、冬季の暖房熱源、給湯用熱源のシステムは事業者の提案による。燃料の種別に関しては事業者の提案による。

給排水衛生設備

ランニングコストの低減に配慮し、省エネルギー、省資源、地球環境及び周辺環境に配慮した設備とする。また、更新性、メンテナンス性を考慮した計画とする。

各ホール客席、舞台、楽屋等及びリハーサル室、練習室においては、特に運用時の静かさを確保した設備とする。

大ホールの舞台周辺に給排水設備を設ける。また、大ホールの前舞台／オーケストラピット、小ホールの防火区画のない客席・舞台に対応する消火設備を設ける。トイレに関しては共用及び各ホールホワイエにおける男女比は1:3を目安とすること。

ア．給水設備

給水系統及び配管材料は、事業者の提案によるものとする。

イ．排水設備

汚水、雑排水は、下水道に接続する。配管材料は、事業者の提案によるものとする。敷地内の下水については、汚水と雨水が分離した形で整備すること。

ウ．衛生設備

便器は洋便器及び和便器を設置し、温水洗浄便座を適宜装備する。また、高齢者、障害者にも使いやすい器具を採用する。また、節水型の器具を採用する。

多目的トイレはオストメイト対応とする。

エ．給湯設備

楽屋、トイレ、給湯室、その他事業者が必要と判断する部屋に、事業者の提案による方式にて給湯設備を設置する。配管材料は事業者の提案によるものとする。

オ．ガス設備

必要に応じて設置する。

その他

ア．厨房設備（附帯設備）等

厨房については、臭気の拡散が防止できる設備とすること。また、附帯設備のほか、給湯室等の熱源は、事業者の提案によるものとする。

イ．消火設備

消防法、同施行令及び同規則等の規定に準拠し、消火設備を設置する。

ウ．防犯設備

建物出入口は、常時出入りの監視を行うことができる設備を備えること。その他、防犯設備、監視設備等を適切に設置する。設置箇所については、事業者の提案による。

エ．火災報知設備

関連法令により、受信機、感知器等を設置し、配管配線工事を行う。

周辺インフラとの接続

ア．構内配電線路設備

電力の引込み及び外構に関する配管配線工事を行う。なお、配管は埋設方式とする。

イ．構内通信線路設備

通信の引込みに関する配管工事を行い、埋設方式とする。インフラ引込み管の位置、高さ、形式は、既存管の処理を含めて設備設計と十分に調整するとともに、長期の地盤沈下及びメンテナンス・改修のし易さに配慮すること。

(6) 舞台設備

大ホール

ア．舞台機構

吊り物バトン 50 本程度(照明及び道具バトン合計)、道具バトンは可変速とし、照明バトンは単速も可とするがレベル設定器を装備する。道具バトンには適宜重量バトンを配し、一点吊りも可能なすのこ仕様とする。

イ．舞台照明

容量 1,200KVA 程度、調光回路 800 回路程度を目標とする。卓はデジタル卓とし、シーンメモリー機能を備えるものとする。調光器については一部可搬型とし、将

来的な増設や持ち込み対応を想定したシステムとすることも可とする。

ウ．電気音響

プロセニアムスピーカ、サイドスピーカ等必要な音響機材を装備し、卓については24ch程度のデジタル卓を持つものとする。持ち込み機器に対応しやすいシステムとすること。また、響きの多いホール空間における明瞭度の高い拡声器設備とすること。また、拡声設備は、**ホールの建築計画**、**建築音響計画**及び**舞台設備計画**等との整合、収まりの調整等を十分に行い、性能および意匠の確保を図るものとする。

難聴者対策として、磁気ループや赤外線方式の設備を装備すること。

また、オペラ上演に支障がないよう、ITV等各種設備を計画すること。

エ．舞台備品

舞台関連備品として、多目的ホールとしての運用にあたって必要な舞台空間・性能に見合った舞台備品、舞台照明機器、音響機器等の備品を選定し、提案すること。特に舞台諸幕類についてはその品質にも留意すること。また、オペラカーテン、引き割幕等の装備は必須とする。

小ホール

ア．舞台

吊り物バトン 20 本程度(照明及び道具バトン合計)、道具バトンは可変速とし、照明バトンは単速も可とするがレベル設定器を装備する。

イ．舞台照明

容量 300KVA 程度、調光回路 200 回路程度を目標とする。卓はデジタル卓とし、シーンメモリー機能を備えるものとする。調光器については一部可搬型とし、将来的な増設や持ち込み対応を想定したシステムとすることも可とする。

ウ．電気音響

プロセニアムスピーカ、サイドスピーカ等必要な音響機材を装備し、卓については16ch程度のデジタル卓を持つものとする。持ち込み機器に対応しやすいシステムとすること。また、明瞭度の高い拡声器設備とし、**建築計画**、**建築音響計画**及び**舞台設備計画**等との整合、収まりの調整等を十分に行い、性能および意匠の確保を図るものとする。

難聴者対策として、磁気ループや赤外線方式の設備を装備すること。

エ．舞台備品

多目的小ホールとしての運用にあたって必要な舞台空間・性能に見合った舞台備品、舞台照明機器、音響機器等の備品を選定し、提案すること。また、小ホール専用備品以外は大ホールと兼用してもよい。ただし移動の動線に配慮した計画とすること。特に舞台諸幕類についてはその品質にも留意すること。

(7) 一般備品

本件施設の運用にあたり各空間、各室の機能及び性能を満たすために必要な備品を選定し、提案すること。ただし、納品前に実際の運用について市と協議し、その結果市が必要と判断した場合は事業者の計画を変更できるものとする。

(8) サイン計画

サインは、国際化への対応を踏まえた上で、主に次の項目について計画する。また、事業期間中に各サインの増設及び取替えができるようあらかじめ予備を用意しておくこと。

施設名称サイン

施設名称（館名）を表示するサインとして、施設外部に施設の名称を知らせるサインを設置すること。

施設案内全体サイン

施設内容や各階、各室構成等、施設全体を案内するサインとして、エントランス回り、ロビー、エスカレーター回り、階段回り等、外部からの動線に面する場所に設置すること。

施設内誘導サイン

施設内を移動する際に、誘導するサインとして、エントランス回り、ロビーの各所、各エスカレーター・エレベーター、階段、廊下へのコーナー前等の要所に、各室・トイレ等に誘導するための分かりやすいサインを設置すること。

室名サイン

各室及び設備（電話機等）の名称を表示するサインとして、各室の入口又は分かり易い場所に、室名を表示するサインを設置すること。その際、必要に応じて、「使用中」の表示や、「関係者以外立入禁止」等のサインを設置すること

当日公演・催事告知サイン（電光板または液晶画面）

主にホールで開催される各種公演や、施設内の催事・企画等の内容を告知するサインを設置すること。これらは電光板または液晶画面等の活用を図る。施設外部、各エントランス回り、ロビー、エスカレーター回り、階段回り等、「施設内案内全体サイン」と同様に外部からの動線に面する場所に設置すること。

公演告知サイン（ポスターケース）

人工地盤からエントランスにかけての外部空間や外壁に適宜設ける。

(9) 外構計画

外構の工事範囲は、本件施設の建物本体を除く敷地全体とする。

車路及び駐車場、駐輪場等（搬入車両対応）

以下の外構各部は、各々の用途に適した強度、耐久性および美観に配慮した地業や仕上げの計画とする。道具搬入口及び駐車場入口の公道に面する位置には管理上

の措置を講じること。

ア．車路及び駐車場(11tトラック対応)

イ．駐輪場

ウ．歩道等

人工地盤

既存の清水駅東西自由通路から直接アプローチできるよう、整合に配慮し、強度、耐久性および美観に配慮すること。

植栽

建設予定地内の既存樹木に関しては保存、移植に関する提案を行うこと。

(10) 民間収益機能

事業者は、市の所有する本件土地あるいは本件施設の一部について、事業期間中借受け、自らが建設し、所有する民間収益機能を設けることができる。

民間収益機能の整備・運営は事業者の独立採算とし、建設から運営に係る費用の全ては事業者の負担とし、民間収益機能による収入は事業者の収入とする。

民間収益機能の実施にあたり事業者は、「静岡市財産規則」に基づく土地の貸付料もしくは施設の賃貸料を負担すること。

民間収益機能の施設用途、業態については以下に則ること。

ア．周辺の商業施設との共存共栄について配慮すること。

イ．周辺の住宅環境等に影響を及ぼすおそれがないこと。

ウ．本件施設の利用者の利便性に資する機能であること。

エ．その他、公共性の観点から支障のないものとする。

民間収益機能の延床面積の上限は、本件施設の延床面積未満とする。施設用途が小売業の場合は、大規模小売店舗立地法の対象とならないように店舗面積は 1,000㎡以下とすること。

民間収益機能の供用開始は本件施設に合わせるものとする。営業日及び営業時間の設定は、民間事業者の提案に委ねるが、周辺の住宅環境等に影響を及ぼさないようにすること。

民間収益機能における利用者への料金価格等の設定は事業者委ねる。

民間収益機能において使用する光熱水費が把握できるよう、計量器を設置すること。

民間収益機能に必要な駐車場は、民間収益機能として整備・運営すること。

事業期間の終了後の民間収益機能の取扱いについては、契約書の規定に基づくこと。

事業者は民間収益機能の事業リスクが本件事業の実施に影響を及ぼさないように、十分に配慮すること。